

行政による犬やねこの団体等譲渡事業推進のための助成金制度要綱

(趣旨と目的)

第一条

この要綱は、公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という）がその定款に基づき、行政による犬やねこの団体等譲渡事業を推進するための活動に対する援助を適正に実施するための助成金(以下「助成金」という)の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

この制度は、各地の行政が運営もしくは運営委託する動物管理センター及び準ずる施設（以下センター等という）が行う犬及びねこの団体等譲渡制度及び準ずる制度（以下、団体等譲渡制度という）に登録を済ませた団体及び個人活動家等（以下、団体等という）が、犬及びねこを行政から譲渡され新しい飼い主に再び譲渡した場合、新しい飼い主への譲渡頭数に応じて団体等に対してどうぶつ基金が助成金を交付するものとする。

この制度を行うことにより不妊・去勢手術を推進するとともに行政による犬及びねこの譲渡数を増やし、行政による犬やねこの殺処分ゼロ実現に寄与するものとする。

(交付の対象となる団体等)

第二条 この助成金の交付の対象となる団体等は、以下の条件を満たしている必要があるものとする。

- 1、あらかじめセンター等が行う団体等譲渡制度に登録を済ませていること
- 2、新しい飼い主に再譲渡する際に該当する犬及びねこが不妊・去勢手術（以下、手術という）済みであること、もしくは譲渡後、速やかに手術を行うことを譲渡条件にした譲渡契約を交わしていること。
- 3、新しい飼い主に再譲渡する際に先住犬及びねこがいる場合、先住している犬及びねこが不妊・去勢手術（以下、手術）済みであることを新しい飼い主への譲渡条件にした譲渡契約および準ずる契約を交わしていること
- 4、申請団体の役員等又は委託先等が次の各項目のいずれにも該当しないこと表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと。

ア 暴力団、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ(*)、特殊知能暴力集団等、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次に掲げる者であること

(ア) どうぶつ基金が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

(イ) どうぶつ基金が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(ウ) その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(以下これらを総称して「反社会的勢力」という。)

イ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ウ 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(*社会運動等標ぼうゴロ：社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
(助成金交付要望書の提出)

第三条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第一号)をその定めるところに従い、公益財団法人どうぶつ基金事務局(以下「事務局」という)に提出するものとする。

(交付の決定)

第四条 事務局は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行うものとする。

2 事務局は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して助成金の交付の決定をすることができるものとする。

(募集から交付までの手順)

第五条 募集から交付までは以下の手順で行う。

- 1、 募集 助成金交付申請書(様式第一号) (どうぶつ基金)
- 2、 応募 助成金交付申請書(様式第一号)の提出 (団体等)
- 3、 交付の決定 (どうぶつ基金)
- 4、 助成金の交付 (どうぶつ基金から指定口座へ銀行振り込み)

(その他)

第六条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(改正) 平成 29 年 4 月 1 日から施行する。